平成３０年　第６回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成30年　６月２８日（木）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

農業委員

　　　１番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　　 ３番　森　淸一

 ５番　宇治橋　俊美　 ６番　二宮　國光

　　　会長　坂本　弘志

農地利用最適化推進委員

　　　１番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ３番　山口　裕三

 ５番　永友　定己　　 ６番　木浦　由子　　 　７番　宮越　義秋

 ８番　橋口　卓史

４．欠席委員

　　　なし

５．議事日程

　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　高鍋町農業委員会副会長職務代理者について

　　第５　　議案第３１号　農地移動適正化あっせん事業について

　　第６　　議案第３２号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第７　　議案第３３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認

　　　　　　　　　　　　　について

　　第８　　議案第３４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認

　　　　　　　　　　　　　について

　　第９　　議案第３５号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

　　　　　　　　　　　　　画の決定について

６．事務局職員　　事務局長　横山英二　　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　　主　　査　佐野由美

　（開会１４時００分）

［事務局］

　皆さん、こんにちは。ただ今から平成30年第６回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

［議長］

本日は農業委員、６名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員７名全員が出席です。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第10条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、２番　幸妻正浩委員・３番　森淸一委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日６月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　２ページをお開きください。諸報告・業務報告・業務計画について報告・説明させて頂きます。はじめに６月の業務報告についてでございます。

業務報告【６月】

１日（金）・平成３０年度高鍋町新農業振興対策協議会総会及び平成３０年度高鍋町環境保全型農業推進協議会総会が行われております。いずれも会長が出席しております。同じく１日（金）・家族経営協定調印式を実施しております。会長・横山・佐野主査が出席しております。同じく１日（金）・農地あっせん委員会を開催しております。会長・横山・三笠補佐・兵藤係長が出席しております。

　７日（木）・平成３０年度第２回高鍋町議会定例会でございます。会長・横山が出席しております。同じく７日（木）・農地あっせん委員会を開催しております。幸妻委員・森委員・横山・三笠補佐・兵藤係長が出席しております。

　１３日（水）・第２７回常設審議委員会が行われております。会長が出席しております。

　１４日（木）・農地あっせん委員会を開催しております。大福委員・三笠補佐・兵藤係長が出席しております。

　２１日（木）・現地調査を行っております。会長・大福委員・幸妻委員・二宮委員・山口推進委員が出席しております。事務局からは横山・三笠補佐・佐野主査が出席しております。

　２６日（火）・農地あっせん委員会を開催しております。幸妻委員・横山・三笠補佐・兵藤係長が出席しております。

　２８日（木）・一般社団法人宮崎県農業会議第３回通常総会に会長が出席しております。同じく２８日（木）・本日になりますが、平成３０年第６回高鍋町農業委員会総会です。全委員・全職員出席となっております。本日総会修了後、平成３０年度高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会、並びに平成３０年度第１回高鍋町農業経営改善対策会議が行われます。全委員・横山・三笠補佐・兵藤係長が出席予定になっております。

　３０日（土）・農業後継者結婚相談連絡協議会　交流イベントを開催予定であります。農業委員、推進委員から３名、全職員出席予定になっております。

　続きまして、７月の業務計画についてでございます。

　業務計画【７月】

　１７日（火）・第２８回常設審議委員会が行われます。会長が出席予定となっております。

　２３日（月）・現地調査を予定しております。

　３０日（月）・平成３０年第７回高鍋町農業委員会総会を予定しております。同じく３０日（月）・総会終了後に農地中間管理機構事業説明会を予定しております。

　以上でございます。

[事務局]

　３ページをお開き下さい。「県進達経過報告」を申し上げます。

　農地法５条申請。平成３０年５月２１日。現地調査を行っております。

　借受人・○○○。貸渡人・○○○○○。転用目的は土木工事用資材置き場で問題ありません。

　譲受人・○○○。譲渡人・○○○。転用目的は一般個人住宅で、問題ありません。

　譲受人・○○○○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は太陽光発電施設の設置で、問題ありません。

　譲受人・○○○○○○○○○○○○○。譲渡人・○○○○○。転用目的は車庫兼事務所及び中古車展示場で、問題ありません。

なお、６月１３日付で許可となっておりますが、まだ、許可証の方は発行されておりません。以上です。

[事務局]

　４ページをお開き下さい。「農地法第３条の３の規定による届出書について」です。

１番。権利者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・５１５㎡外９筆。取得日・平成２９年９月１６日。所得事由・相続。あっせんの希望は無です。

　２番。権利者・○○○。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・１，３１４㎡外５筆。取得日・平成２１年３月９日。取得事由・相続。あっせんの希望は無です。

　３番。権利者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。地目・田。面積・１，３３５㎡他５筆。取得日・平成２９年３月３０日。取得事由・相続。あっせんの希望は有りで、本日の第３１号の議案となっております。以上報告いたします。

[議長]

　ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問等もないようですから、以上で諸報告を終わります。

　続きまして日程第４・「高鍋町農業委員会副会長職務代理者について」を議題とします。お図りいたします。選出の方法につきましては、投票や氏名推薦、立候補等がございますが、いかがいたしましょうか。

[６番]

　その前にいいでしょうか。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。副会長を選任するという事なんですが、この選任するという根拠はどこに書いてあるのですか。会長。

[事務局]

　いいでしょうか。農業委員会等に関する法律第５条第５項…

[６番]

　いや、それは違います。それは職務代理者を選任すると書いてあるのですか。５条は。副会長ですよ、私がお尋ねしているのは。何の根拠もなくポストを作っているということですか。

[事務局]

　職務代理者と兼ねるということでして。

[６番]

　それはおかしいでしょ。行政委員会に勝手にポストをつくって割増しの報酬を払っているでしょう。それを役場に置き換えれば農業政策課に課長補佐のポストをつくるようなものですよ。これは勝手にできないでしょ。なんでそんな事が出来るんですか。それは“もぐり”ですよ。

[事務局]

　根拠とは言えないかもしれませんが、高鍋町の非常勤職員の報酬等を決める【ここで二宮委員の発言があり聴き取り不能】

[６番]

　それは根拠になりませんよ。

[事務局]

　そちらの方に副会長というのがあって。

[６番]

　それは、後付けであんなものをつくっているんですよ。例えばね、いいですか。いちいち立つのも面倒くさいけどね。何の根拠もなく役職をつくるという事はできないでしょ。民間会社ならいいですよ。部長をつくろうが、部次長をつくろうが。地方公共団体の行政委員会にね、黙って何の根拠もなく役職ポストをつくる事はできないはずですよ。だからこの制約そのものがおかしいんですよ。副会長をつくります。副会長が職務代理者を兼ねますということでしょ。それはおかしいでしょ。これ、参考にまで言いますとね、例えば、インターネットで調べたんですけど、○○○○の農業委員会。農業委員会規定というものがありまして、そこの中に副会長を何人置きますよと定めているんですよ。根拠をつくった上で、置いているんですよ。ここは、何の根拠もなく勝手につくっているんでしょ。そんな事、あり得ない話でしょ。

[事務局]

　現役の職務代理者イコール副会長という事で、いいのではないでしょうか。

[６番]

　いや、話は分かっているんですよ。分かっているけども、組織上明確にしていないポストをつくるというのは、おかしいのじゃないですか。職務代理者をつくればいいんですよ。だから。職務代理者をというのは、法律に基づいて置く訳でしょ。５条の方向で。それは、いつつくってもいいみたいですよ、職務代理者というのは。これには○○○○のには、複数つくってあります。もちろん、副会長は複数で、４人とかいるんですよ。いや、分かるんですよ。現在までこういう事でやってきたという事実は分かります。ただね、何の根拠も無くにこうやって、次々と既成事実を積み重ねる訳ですよ。何か質問をすると「これまでこうして来ました」という答えが返ってくるんですよね。

町議会というのはいつあるんですか。次の町議会は。次の委員が次の町議会にかける訳でしょ。９月ですか。９月を待たずに全員揃わないうちに、副会長を決めますということですよね。７人揃う前に。

[事務局]

　そうですね。職務代理者と考えた時に、もし会長に事故があった場合には代わりに職務を遂行して頂く

[６番]

　事故があったら決めればいいんですよ。それは事前に決めてもいいし、事後でもいいんですよ。会長が欠けた時というのは、こんな話したくないですけど、亡くなったということも指しているんでしょ。事故があったというのは、病気とかで活動が出来なくなった時の事を指す訳でしょ。そういう実態は無いわけですよね今は。だから、この職務代理者というのは単に会議に出るという事ではないでしょ。例えば工事をするときに、そこに工事をしていますよね会長名で。あの工事をするときに会長が不在になったら、職務代理者という名前で出す訳でしょ。その為にこういうものが必要なんでしょ。だから、当面どこかの会議に会長が行けなかったからといって、何の支障も無いわけですよ。職務代理者がいなくても。よく検討してね、来月出されたらどうですか。

[３番]

　すみません。第５条第５項にはなんて書いてあるのですか。

[事務局]

　職務代理者を置く事が出来ると。

[３番]

　それは正確ではないですね。最初から全部言って下さい。書いてある通り。

[６番]

　私が言いますよ。説明します。本来はねこれを出す時に、今、○○委員から質問があったように裏にもう一枚付けて、５条を書くんですよ。そして、５項にアンダーラインをひいて説明をすれば、皆おなじ共通の土台の上に立てるんですよ。そういう初歩的な事が出来ないからね、困るんですよ。５条の５項ね、簡単な文章なんですよ。これを間違って読んでいるんですよ事務局は。見識を疑われますよあなた達は。５条の５項には極めて簡単なんです。“会長が欠けた時または事故がある時は、（いずれも会長の事が書いてありますが）委員が互選した者がその職務を代行する。”互選というのは投票でもいいし、それでない方法でもいいという意味ですよ。その時はその者が代理をしますよと書いてあるんですよ。極めて簡単な事が書いてあるんですよ。これをね、副会長を選ぶ根拠にしているから、大きな間違いなんですよ。これは職務代理者を選ぶ根拠なんですよ、５条５項は。でも書いてある事は違いますよね。こんな簡単な事を間違えているようではしょうがないですよ。

[議長]

　休憩。

[議長]

　それでは、再開いたします。

[事務局]

　はい、事務局。ただ今、○○委員からご指摘がありました件につきましては、会議規則の方をもう一度改定いたしまして、再度議案の方をお伝えしたいと思います。

今回は取り下げをお願いいたします。

[６番]

　会議規則を変えていいのかという事は、役場の方にちゃんと許可をとった方がいいのではないですか。

[事務局]

　はい。

[議長]

　それでは続きまして、日程第５・議案第３１号　「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

まずはあっせん。譲受等候補者名簿登録申出について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

　６ページをお開き下さい。議案第３１号　「あっせん譲受等候補者名簿登録申出」です。

　１番。平成３０年６月１日申出。申出者・○○○○。経営形態・露地野菜。

面積・１６,６６４㎡。○○○の認定農業者です。

[議長]

　ただ今、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[議長]

　はい、３番。

[３番]

　「あっせん譲受等候補者名簿登録申出」となっていますが、どういう事なのでしょうか。簡単に説明して頂けるといいのですが。

[事務局]

　はい。あっせんの譲受人になるには、あっせんの名簿に名前が記載されなければなりません。高鍋町の認定農業者はすべて記載されています。町外者については、申し出を受けて、その名簿に記載をするという流れになっております。後程、○○さんが所有権移転のほうで強化法を使っての売買を希望されるという事で、この申出があったものです。以上です。

[議長]

　よろしいでしょうか。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　高鍋町の認定はとらなくていいのでしょうか。

[事務局]

　できればとって頂きたいという事で、高鍋町農業委員会としましては、ご案内をしている所ではあるのですが、高鍋町の認定をとらないからといって、直ちに名簿に載せないという取扱はしておりません。

[議長]

　よろしいでしょうか。

　それでは、本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおりあっせん譲受等候補者名簿に登録することに、決定いたしました。

　続いて「あっせん事業実施要領９のアの規定による申出について」、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

　７ページをお開き下さい。「農地移動適正化あっせん事業について」です。

　１番。平成３０年６月１２日。売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。地目・田。面積・１,３３５㎡外４筆。

　２番。平成３０年６月１２日。売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・２,２３０㎡外３筆。

　３番。平成３０年６月１３日。売渡の申出です。申出者○○○○・。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。地目・畑。面積・１,９４０㎡。

　４番。平成３０年６月１３日。貸渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大○○○字○○○　○○○○番。地目・田。面積・３６３㎡外１筆。

　５番。平成３０年６月２１日。売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。地目・畑。面積・１，２４４㎡。

　この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

　ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それではあっせん委員の指名をいたします。

１番　売渡申出：担当委員　５番　宇治橋俊美委員

　　　　　　　　順番委員　６番　二宮國光委員

２番及び３番の売渡申出につきましては、隣接地であることから同一氏名といたします。

　　　　　　　　担当委員　５番　宇治橋俊美委員

　　　　　　　　順番委員　１番　大福裕子委員

４番　貸渡申出：担当委員　１番　大福裕子委員

順番委員　２番　幸妻正治委員順番委員であります

５番　売渡申出：隣接区委員　　１番　大福裕子委員

順番委員　　３番　森淸一委員

宜しく、お願いいたします。

日程第６・第３２号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

１番。

[事務局]

　１７ページをお開き下さい。　議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」

　１番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・７，８４８㎡外８筆。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして、担当の大福委員にお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　１番、説明いたします。○○○○さんは９５歳になられ高齢ということもあり、経営移譲を息子さんの○○さんにしたいという事で贈与という事になりました。現在、水稲・甘藷・いちご等を栽培されておりまして農地の利用状況は適正でありました。

[議長]

　事務局より山口推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

[３番]

　特にありません。

[議長]

　事務局。

[事務局]

　１８ページをお開き下さい。

　農地法第３条調査書をつけております。農地法第３条第２項各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えられます。譲受人は、○○○○○において水稲や甘藷、いちごを栽培しております。今回の申請は、親子間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告がおわりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第３３号　「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　事務局。１９ページをお開き下さい。　議案第３３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。田。６９㎡。申請人・○○○○○○○○。転用目的は進入路です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。２１ページを見てください。上の方になりますけども、○○○○○から○○○に向かって直進して、○○○○の信号を右折してずっと進みますと、○○○に差し掛かります。○○○を越えて間もなくの、道路沿いの左側の６９㎡の農地です。第３種農地です。肝心な所は閉じられていて分かりませんので、２３ページを見て下さい。この図は申請地を拡大しているんですが、中央に○○○○○○というのがあります。大きい道路の所に○○○○○○。この道路が先程お話しした○○から進んできた道路です。左から進んで来ている訳です。道路に面する所に色付けがしてあると思いますが、そこが申請地です。

右端の方に２３とページが打ってありますが、その近くに“縮尺不明”と書いてありますが、その辺りがこれから触れます“運動広場”です。なぜ、○○○○が農地を持っているのかと疑問を持たれると思いますが、原因は不明ですが、平成元年に時効で取得したという事に、登記簿上はなっております。理由は分かりません。

転用理由は申請書によりますと、この土地一帯を運動広場として、町の内外の人に開放しているという事になっておりまして、この“運動広場”の進入路の一部がこの三角の狭い所です。つい最近これが分かったので、ひき続き進入路として使いたいから申請したいという事です。３種農地です。

被害防除施設の概要については、これまでと同様で使い道も変わりませんので、地下浸透で変更ありません。トイレ等の設備もないようです。平成元年から進入路として使用してきてますので、始末書が提出されております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○○。牧場。２３,４７６㎡。申請人・○○○○○○○○。転用目的は肥育牛舎及び関連施設です。

　担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　はい、２番。説明いたします。場所は○○・○○○の○○に○○○○がありますが、そこから北西に約３，５ｋｍ。○○○との境のぎりぎりの所になります。

今回、○○○○は○○○の○○及び関連施設をということで、○○○・○○○○○○○の育成事業により○○○○という理由で申請されております。現地調査を２１日に行って皆さんに見て頂きましたが、何分にも山の傾斜地の上にありまして、排水について少し心配にはなりました。この転用に対して生じる○○等の防疫の要綱としまして、○○からの排水等については、排水溝の改修を行い外部へ流出しないよう整備を行います。また、土地についても流出しないように、ブロック塀等を設置する等の整備を行い、付近への土地への被害の防止・対策を行いますと書いてあります。意見書と始末書が添付されております。

それから、○○の改修にあたりましては、自己資金です。排水設備工事費が○○万円。調整池工事が○万円。法面の整地が○○万円という事で、総額が○○○万円位かかります。

ただ心配になるのは排水を整備をするとしてありますが、２町３反の敷地で、雨水が集中して一箇所に出るような設計でしたので、隣接する土地が○○○の土地であり、○○○との契約はしなくていいのでしょうかと、現地調査の時に私のほうから提案をさせて頂きました。先々、どういう大雨が降るかと想像しますと、相当量の水が出てくる可能性がありますから、○○○との契約を紙面上で残しておく方が良いのではないでしょうか。後ほどの補足説明の中でもいいので、返事を頂きたいと思います。以上です。

[議長]

　事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地であり、原則として転用を許可する事が出来ないものとされていますが、転用目的が農業用施設に該当する○○及び関連施設である為、転用の対象となります。それから、○○委員が説明されましたが、資金面については残高証明書が添付されておりまして、特に問題無いと考えられます。それから、一ツ瀬川土地改良区の転用ついては差し支え無いという意見書も添付されております。

[事務局]

　すみません、○○委員の懸念されている件ですが、契約を結ぶというのは　　　　　○○と○○○では、少し難しいのかなというのがあって、協議録をつくって　　　　　農業政策課の農村整備の方に流量計算をしてもらって、これで間違いが無いかを確認をとって、それを振興局の添付書類にしたいと考えています。それで、よろしいでしょうか。

[２番]

　何らかの形で協議しましたという事を残しておかないと、あってはいけないことですが、万一何かあった時に、許可をする審議をしたこの農業委員会自体も、責任が発生するのではないかと思いましたので。

[事務局]

　一応、振興局の担当職員とも現地調査をしまして、高鍋町の農業委員会からこういう指摘があったので、こういうふうにしましたという協議記録を残しました。それで大丈夫でしょうかという確認はとってあります。充分でしょという事でしたので、そのように対応させて頂きたいと思います。

[２番]

　分かりました。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第８・議案第３４号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。２９ページをお開き下さい。　議案第３４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。田。１，０１７㎡外１筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○外２名。譲受人・○○○○○。転用目的は宅地分譲です。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。３２ページを見て下さい。場所はこの南側のすぐ近くなんですが、道路の向こう側に○○の駐車場があり、その横に道路があります。その向こう側に見えてる田んぼです。３種農地の水田です。

転用の目的は、譲受人が○○○○○ですので、８区画の分譲宅地を造成するという計画になっております。汚水については公共下水道がありますのでそこに流すという事で、雨水につきましては排水溝に流すという事になっております。この外区には他の水田もありませんので、水利上の問題は無いものと思われます。

事業費は土地購入費が○○○万円丁度です。造成費が○○○万円。その他の経費を含めて合計で○○○千円という計画になっております。金融機関の融資の証明書が添付されております。以上です。

[議長]

　事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今説明・報告がおわりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○○。畑。５３８㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は貸家住宅建築です。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。３７ページを見て頂きたいと思います。右下の方から上の方に向かって道路がありますが、これが○に向かう道路です。途中、小さくて分かりにくいんですが、左側に○○○○○がありまして、そこから左に約１５０ｍ程度入った所です。

現況は畑という事になっておりますが、現地調査時には、最近伐採されたと思われる大木の切株等が残っておりまして、恐らく数十年に渡って耕作放棄がなされたと推測されます。３種農地です。手前が西側になる訳ですが、西側が町道でして南側に細い道路が見えますが、それと東側にも細い道路が見えますが、南側と東側は里道になっております。

里道というのは尺間法で１里、２里という、その里という字を使ってそれに道と書きます。調べたところによりますと、里道というのは、道路法の適用にならない法定外の公共物だという事になっております。共有地です。明治時代に道路は国道と県道と里道の３つに区分されたという事で、その名残が残っている所です。南側と東側は、厳密には道路ではないのですが、車の通れない狭い通路になっている実態です。北側は宅地になっております。

申請の理由は貸家住宅を４棟つくる事になっております。隣接する土地が４５２㎡ありますので、合わせて９９０㎡の土地に貸家を４棟建てる、４世帯分建てるという事です。境界にはブロック塀をつくって、汚水は公共下水道に流すという事になって雨水は側溝に流すという事になっております。

事業費は土地購入費が○○万円丁度。造成費と４棟の建物建築を含めても、事業費全体で○○○万円という事になっております。金融機関の残高証明がついております。事業費がなぜこんなに小さいのかと申しますと、１棟の建物の面積が３７㎡しかない小さい家の為です。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地につきましては、都市計画区域の準住居区域に指定されております。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○字○○○　○○番○。田。３６９㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は一般個人住宅です。

　担当の二宮委員にご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。先に地図なしで口頭で説明します。○○から○○○○に向かって進んで、○○○○の手前の所を右折して“なでしこ保育園”に向かって、約３００ｍ程進んだ右側です。そこで、４２ページを見て頂きたいのですが、左はしの真ん中から右上にかけて“道”と書いた広い道がありますが、これが先程、お話した○○○○から“○○○○○○”に向かう道路です。この地図の真ん中辺りに○○○○と書いてある所があります。これが申請地です。地目は田ですが、現況は高さ数メートルの雑木がほぼ全面に生えております。それが実態です。３種農地です。

申請の理由ですが、○○県内に居住する所有者から、県内の○○○に居住する者が土地を譲り受けて、個人住宅を建築するというものです。この土地は両隣の住宅より１ｍ近く低くなっておりますので、１ｍ弱程度埋め立てをする計画です。この土地の北側にやや広い○○○○というのがありますが、これが２～３ヶ月前、証人になって、今、埋め立て工事が行われている所です。この○○○○との境界は何もありませんので、今度の申請者がブロック塀をつくって、土砂等は○○○○に流れないようにするという計画になっております。汚水と生活排水については、浄化槽を設置して排水溝に流すという計画になっております。雨水も集積後、排水溝に流すという事になっております。水利組合とは問題無いとする口頭の確認をしたとする、代理人の証明書が添付されております。

事業費ですが、土地購入費が○○万円で建築費を合わせて○○○万円という事になっております。金融機関の通帳のコピーが添付されております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は都市計画用途区域、第１種低層住居専用地域に用途地域が定められています。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

４番。

[事務局]

　３０ページをお開き下さい。

　４番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。田。５７㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○。転用目的は進入路です。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。４６ページを見て下さい。やや左の道路に県道○○・○○線と書いてあります。そこから右斜め前方に進んだ所に申請地があります。緑色で色付けしてあると思います。その先の大きい道路を右に行った所が“○○○”になります。申請地は３種農地です。転用の理由ですが、譲受人が平成２８年頃から、申請地を進入路として使用してきた訳ですけど、今回、無償で譲り受けるという事になった為に、申請をするという事です。なお、追認の申請ですので、始末書が提出されております。状況は全く変わりませんので、雨水につきまして地下浸透でこれまで通りです。無償ですので、事業費も全くありません。以上です。

[議長]

　事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は都市計画区域第１種住居地域、用途地域が定められています。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

５番。

[事務局]

５番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○○。原野。１，５７２㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○。譲受人・○○○○○○　代表社員　○○○○。転用目的は太陽光発電施設です。

担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　２番、説明いたします。場所につきましては○○・○○線を行きますと、○○の“○○○○○○○”がありますけども、“○○○○○○○”から南に約１．５ｋｍ行った所で、○○に行く道沿いです。○○○○○○○○というのがありますが、その前でございます。今回そこに○○○○○○○さんが、○○○○○○を造るという事で申請されました。

事業費につきましては自己資金全てで行うという事です。土地購入費が○○万円。造成費が○○万円。機材購入費が○○○万円という事になっております。総額で○○○万円です。

転用する事で生ずる事ですが、雨水につきましては５２ページに図面で書いてありますが、中窪と言うのですかね、中を低くして周りに土手をついて浸透（自然浸透）という事になっております。申請地への流出を防止するために周りに土手を築いて、流出の発生を致しませんという事が書いてあります。隣接する土地の地権者等については、事業内容の説明をした上で同意を得ておりますという事です。以上です。

[議長]

　事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は住宅等と連帯する区域ではありますが、１０ｈａ未満の区域内にある農地であることから、第２種農地として判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。転用理由は申請地を譲り受け、九州経済産業テクノロジーに基づき○○○○○を設置する為に、今回の申請に至っております。万が一問題が生じた際は当方にて、責任をもって対処するとの確約書が添付されております。また、事業費を上回る金融機関の残高証明書が添付されております事から、特に問題は無いと考えられます。最後に再生可能エネルギー発電計画認定区域及び、九州電力の工事期間限定駐車も添付されている事を申し上げます。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　日程第９・議案第３５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

１番。

[事務局]

　５３ページをお開き下さい。所有権移転です。

１番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・４，３７４㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○。

担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[事務局]

　はい、２番。

[２番]

　２番、説明いたします。この件は６月７日のあっせん委員会で、○○○委員と立ち会いの下、無事に成立した案件です。○○○○さんの土地を○○○○○さんが、１０ａ当たり○万円。総額の○○○○○円という事で成立致しました。

場所につきましては、○○の集落と○○○の集落の丁度中間です。高速よりの方です。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・４，９１５㎡外２筆。所有権を移転する者・○○○○○○　○○○○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　２番、説明いたします。まず、場所からですが、○○・○○線の○○○○から北西に約２ｋｍ位で、右側にあります。この土地は５年前に○○○さんが購入された土地です。今年の８月に買い取り予定で公社と契約をされておりましたが、○○○さんのお父さんが体調をこわされて、遠方までは飼料を作る事が困難になった為、今回、○○の○○○○さんが○○○さんに代わって、土地を引き取るという事になりました。書類を６月２３日に公社の方に発送したのですが、まだ、印鑑の方が間に合っておりません。公社に確認したところ、本件についての審査会での承認についても、問題無しという事で連絡を受けております。以上です。

[事務局]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・３２㎡外４筆。所有権を移転する者・○○○○○外１名。所有権の移転を受ける者・○○○○○○○。

担当の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　１番。説明をいたします。この場所につきましては、○○のバス停があります。そのバス停を左に○○方面に向かって行きますと、○○○○○○○○○　○○○○○がございます。少し進みますとＴ字路がありまして、それを西の方へ２００ｍ位行った所の左側の道にあります。○○○○○さん外１名ですけど、両親から相続をされました。お二人とも農業に従事されておりませんので、昨年から“あっせん”の申し込みが提出されておりました。今回、○○○○の○○○○○○さんが現在養豚をされておりますが、その飼料管理の中において、甘藷等を用いたいという構想をもっておられます。農業経営の状況等も添付されております。一ツ瀬にはかかっていないということです。１９，５５２㎡に対しまして、対価は○○○千円です。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

４番。

[事務局]

　５４ページをお開き下さい。

　４番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。地目・畑。面積・３,７３１㎡外１筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当代理の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　はい、説明いたします。この案件は６月１日に“あっせん委員会”を開いて、協議がまとまり売買が成立したものです。場所は○○・○○線の○○○の○○○○・○○○○の反対側の道路を、約１００ｍ程入った所の右側にあります。２筆で９，６６４㎡あり隣接しておりますので、現在、１枚の畑として使用され甘藷が作付けされておりました。

買い手の○○さんは○○の方です。甘藷・大根を栽培されております。○○で認定も受けておられます。この畑は以前から甘藷を作付けされておりました。この度、○○さんが高齢になり、畑を売りたいとの希望があり話がまとまりました。売買価格は総額で○○万円。反当、○○○○円です。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

次に利用権設定。１番。

[事務局]

　５５ページをお開き下さい。

　利用権設定です。１番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・７２０㎡外２筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。農地中間管理事業です。

担当の森委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、３番。

[３番]

　３番、説明いたします。この申請は新規の農地中間管理事業を使った利用権の設定でございます。最初に出てきます○○○は、○○○○○の東側５００ｍ位の所にある田んぼです。２番、３番の○と書いてありますが、１０号線の○○○○から約２ｋｍ東側に行った所に（○○○○）○○○○○がありますが、その近くにある田んぼです。いずれも早期水稲が作付けされております。きちんと管理されており、何の問題も無いと思います。以上です。

[事務局]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　以上で本日の議案の全てを終わりましたが、事務局より連絡する事がありましたらお願いします。

[事務局]

　この後３時２５分から、農業後継者結婚相談連絡協議会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いいたします。

[議長]

　それではこれをもちまして、平成３０年第６回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１５時１５分終了）

、

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　　議　　長　　　　　会　長

　　　　　　　　　署名委員　　　　　２　番

　　　　　　　　　署名委員　　　　　３　番

高鍋町農業委員会会議規則第10条の規定により、ここに署名する。

議　　長　　　　会　長

署名委員　　　　　６番

署名委員　　　　　７番